令和2年度 第2回徳島県環境影響評価審査会

次 第

日時 令和2年6月25日(木)9:00~ 場所 特別大会議室(県万代庁舎10階)

- 1 開会
- 2 議題
- 1)(仮称)那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する審査会の意見について
- 2) (仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する審査会の意見について
- 3 閉会

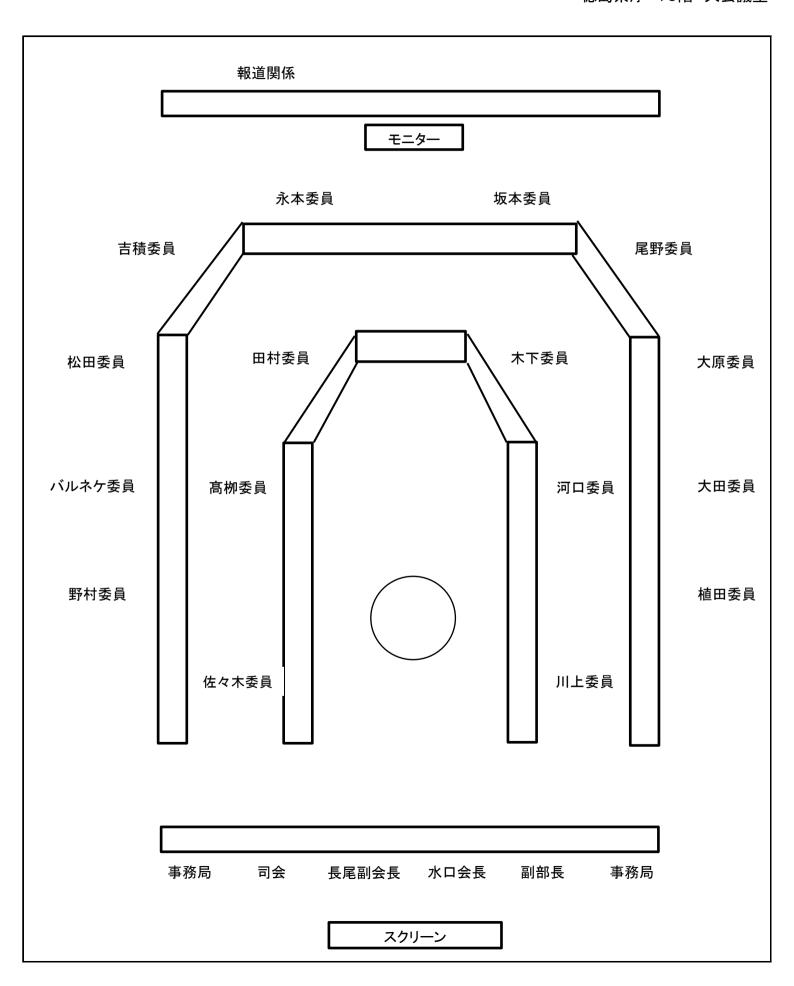
徳島県環境影響評価審査会委員

	氏 名	職名
1	植田 和美	四国大学名誉教授
2	大田 直友	阿南工業高等専門学校創造技術工学科准教授
3	大原 賢二	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里ネイチャーセンター長
4	尾野 薫	宮崎大学地域資源創成学部講師
5	川上 周司	阿南工業高等専門学校創造技術工学科准教授
6	河口 洋一	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授
7	木下 覺	徳島県植物研究会会長
8	佐々木 千鶴	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授
9	佐田久 幸子	公益社団法人徳島県建築士会副会長
10	坂本 真理子	NPO法人郷の元気副代表理事
11	髙柳 俊夫	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
12	田村 隆雄	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授
13	長尾 文明	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
14	永本 能子	オハナ法律事務所弁護士
15	野村 美加	香川大学農学部教授
16	バルネケ マミ	元社団法人徳島県獣医師会理事
17	松田 春菜	四国大学全学共通教育センター講師
18	水口 裕之	徳島大学名誉教授
19	三好 真千	徳島文理大学理工学部講師
20	吉積 幸二	元徳島県保健環境センター所長

(50音順, 敬称略)

徳島県環境影響評価審査会(令和2年度第2回) 配席図

令和2年6月25日(木) 午前9時から 徳島県庁 10階 大会議室



発電所に係る環境影響評価の手続フロ 経産省IPより 般(住民等) 事業者 経済産業省 環境省 地方自治体 送付 計画段階環境配慮書 配慮書の作成 意見 照会 都道府県知事 配慮書への意見 送付 照会、 意見 •環境大臣意見を勘案 環境省 公告 縱覽 関係市町村長 <審査期間90日以内> 意見 <縦覧期間30日程度> 意見 般意見の提出 <配慮書送付後 知事意見 60日程度> 送付 環境影響評価方法書 方法書の作成 届出 公告•縦覧 <縦覧期間1ヶ月> 都道府県知事 照会、 意見 説明会の開催 知事意見 関係市町村長 <意見概要届出後90日以内> 般意見の提出 <縦覧後2週間> 意見概要の送付 -般意見の 方法書の審査 とりまとめ 知事意見を勘案 事業者見解を 一般意見、事業者見 記載して届出 解に配意 (環境審査顧問会助言) <審査期間180日以内> 勧告(知事意見添付) 環境影響評価準備書 環境影響評価に係る・調 査、予測及び評価の実施 送付 準備書の作成 届出 <縦覧期間1ヶ月> 公告•縦覧 【都道府県知事】 説明会の開催 照会、 意見 般意見の提出 準備書の審査 関係市町村長 照会 <縦覧後2週間> 知事意見を勘案 意見概要の送付 環境省 一般意見、事業者見解 -般意見の に配音 意見 ・環境大臣の意見を聞く とりまとめ 事業者見解を (環境審査顧問会助言) 知事意見 記載して届出 <審査期間270日以内> <意見概要届出後120日以内> 勧告(知事意見添付) 環境影響評価書 届出 評価書の確認 評価書の作成 <期間30日以内> 評価書の確定 確定通知(変更命令) 環境省 般への周知 公告•縦覧 <縦覧期間1ヶ月> 環境保全の適正な配慮 許可申請·届出 工事計画の審査 工事計画の (評価書の遵守等) 認可申請・届出 認可•変更命令 事業の実施 報告書の作成・公表

「配慮書」の手続

配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第1種事業を実施しようとする者が、 事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項につい て検討を行い、その結果をまとめた図書です。

配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が 想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじ めとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされています。

事業者は、作成した配慮書の内容を方法書以降の手続に反映させることとなっています。また、第2種 事業を実施しようとする者は、これら一連の手続を任意で実施できます。

国民等 事業を実施しようとする者 都道府県知事等 主務大臣•環境大臣 計画段階配慮事項の 検討結果(配慮書)の案 任 意 配慮書の案に ついての意見聴取 送付 配慮書 環境大臣の意見 配慮書についての 意見聴取 意 見 意 見 主務大臣の意見 計画への反映

配慮書の手続

トピック3 配慮書手続とより上位の計画等における環境アセスメント

法改正前の環境アセスメントは、事業の枠組み(事業の大まかな位置、規模等)が既に決定された段階で行うものであったため、事業者が、対策の検討や実施について柔軟に対応することが困難な場合がありました。

これに対し、法改正により導入された配慮書手続は、個別事業計画の検討の段階(事業の位置、規模や施設の配置、構造などを検討する段階)を対象としているため、より柔軟な環境配慮が可能となり、これまで以上に効果的に環境影響の回避、低減が図られるなどの効果が期待されます。

諸外国の制度の中には、個別の事業計画に影響を与える上位計画や政策そのものの検討段階で環境 アセスメントが行われているものもあり、事業のより早期の段階におけるこのような環境配慮の仕組み は、より効果的な環境配慮がなされる効果が期待されます。今後は、こうしたより早期の段階での環境 配慮の仕組みについても検討を進めていく必要があります。